

2023年7月11日付で消費者庁から発表された、香害に関する改訂版の啓発ポスター、「その香り困っている人もいます」を拝見させていただきました。

冒頭に「知ってください!!」が入り、「その香り、困っている人がいるかも？」という疑問形から、「その香り、困っている人もいます」という、より明確な文になり、「不快に感じる人」が「困っている人」というより強い表現に変更され、イラストも、中心に「困っている」表情の親子が配置されるなど、私どもの要望がある程度反映していただけたと思います。

しかしながら、日ごろから香害に苦しんでいる立場から申しますと、以下のような点で、なお一層問題を明確にしたポスター作りを今後目指していただきたく、ご提案する次第です。

(1) 「その香り、困っている人『も』います」は、「その香り、困っている人『が』います」にしたい。

すでに連絡会の事務局から電話でその旨をお伝えしたところ、「省庁としては香りを好む人もいるので中立を保った表現になりました」との回答をいただきましたが、「も」という助詞では、大体の方は支障がないが、「困っている人」「も」(例外的な少数者として)「います」という語感が強くなります。北條祥子氏らの研究によれば、化学物質過敏症の傾向を持つ人は全人口の6%(約720万人)程度になるといわれ、決して例外的な少数者とは言えないのが現状です。

たとえば、視覚障がい者(約31万人)用の点字ブロックの上に自転車を駐輪しないよう呼び掛けるような場合には、「困っている人『も』いますので駐輪しないでください」ではなく、より明確に「困っている人『が』いますので駐輪しないでください」と呼び掛けるのではないのでしょうか。

細かいことかもしれませんが、香害被害を啓発するポスターとしては、「困っている人『が』います」と明確に述べていただくべきだと思います。さらに言えば、「困っている」というやや抽象的な表現ではなく、「健康被害を受けている」といった具体的な言い方もありうると思います。

(2) 香害は、「快適」か「困っている(不快)」かの問題でなく、合成香料等の化学物質によって体調不良を引き起こす問題であることを明確に示してほしい。

「使用される場合は、使用量の目安なども参考に」、「周囲の方にもご配慮下さい」といった記述がありますが、現実には、使用量を守っても香害被害は生じてしまいますので、「使用量を守れば周囲への配慮はできている」といった誤解を生んでしまうことにもなりかねません。

香害は、香りの好き嫌いや「快・不快」の問題ではなく、受動喫煙などと同様、不特定多数の人のいる状況で合成香料等の化学物質を拡散させることによって、周囲の人に健康被害を引き起こす問題であるということを明確に示していただく必要があると思います。

同様に、直接香りはなくとも、消臭、抗菌などの化学物質から被害を受ける人もいますので、本来であれば、「困っている方に配慮し、香料・消臭剤・抗菌剤入り製品の使用はお控えください。」といった注意喚起が必要であると考えます。よろしくお願い申し上げます。